

破産手続廃止

令和7年（フ）第499号

東京都港区新橋二丁目3番3号
破産者 株式会社H i－MODE
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第98号

千葉県君津市三直1264番地1
破産者 鈴木工業株式会社
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第99号

千葉県君津市北子安5丁目13番8号 105、
開始決定時の住所千葉県君津市三直1264番地1
破産者 鈴木 浩二
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第102号

千葉県富津市更和21－1
破産者 合同会社キャディプライド
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第103号

千葉県富津市更和21番地1、前住所千葉県千葉市稲毛区園生町660番地
破産者 中村 良一
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第124号

千葉県木更津市祇園2丁目1番29号 カーサ・デ祇園A－203、前住所千葉県君津市俵田61番地1
破産者 永瀬 光祐

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第151号

北九州市八幡西区小嶺台四丁目3番15号
破産者 有限会社ワイズ・アップ
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第275号

札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号
破産者 アルファビューテック株式会社
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第75号

神奈川県横須賀市船越町8丁目1番10号
破産者 ARCH株式会社
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第135号

東京都渋谷区恵比寿西一丁目29番5号 代官山T Y K301
破産者 株式会社TURBONIK TOKYO
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年（フ）第1931号

大阪市淀川区塚本3－13－16
破産者 株式会社Clear
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1036号

大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル12－12
破産者 F－FIELD NETWORKS合同会社
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第948号

堺市西区山田四丁1351番地1
破産者 株式会社オブティミスト
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年（フ）第949号

大阪市城東区森之宮1－3－816、住民票上の住所兵庫県栗市山崎町庄能165番地17
破産者 河西 大樹
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第11号

堺市中区八田西町二丁21番26号
破産者 有限会社英和建装
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第608号

堺市堺区旭ヶ丘南町三丁2番16号
破産者 青仕軌道株式会社
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第129号

熊本県天草市中村町23番20号
破産者 合同会社吉田屋
1 決定年月日 令和8年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第235号

香川県さぬき市志度5番地4 シーサイドホーム志度A－14
破産者 秋山 葉子
1 決定年月日 令和8年9月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第154号

宮崎県都城市都原町38番地2
破産者 合同会社風雅
1 決定年月日 令和8年9月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第114号

沖縄県那覇市久茂地3丁目13番1－405号63ビル
破産者 矢部 走
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第73号

盛岡市東松園三丁目27番16号
破産者 松島 智弘
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部